

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和4年度改訂版)
様式

作成日 2022/10/14
更新日 2022/10/14
最終更新日 2023/5/30

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日	更新あり	2022/6/1 (補充原則3-3-1③基準日:2023/5/30)
国立大学法人名		国立大学法人一橋大学
法人の長の氏名		中野 聡
問い合わせ先	更新あり	総務部総務課 (Tel: 042-580-8038、e-mail:pp-hyouka@ad.hit-u.ac.jp)
URL		https://www.hit-u.ac.jp

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認	更新あり	令和4年7月27日開催の経営協議会において、国立大学法人ガバナンス・コードにかかる本学の適合状況について、各原則にすべて適合していることを確認し、文言上の整理に関すること以外、特段の意見等はなかった。
監事による確認	更新あり	<p>監事は、国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況について、各原則にすべて適合していることを確認した。</p> <p>【本報告書に対する監事の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスク管理を迅速に行えるよう、職務権限や意思決定の流れが常に組織内で適切に共有されることが重要である。 ・第4期中期目標期間から国による年度評価が廃止されたが、引き続き社会への説明責任を果たし組織としてPDCAを実行するため、大学での自己点検・評価を充実させていくことが重要である。 <p>【監事の意見に対する本学の対応状況】</p> <p>監事の意見を踏まえ、職務権限や意思決定の流れが今後も常に組織内で適切に共有されるよう必要に応じて見直しや改善を行っていくとともに、大学の自己点検・評価の充実を図っていく。</p>
その他の方法による確認		—

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、各原則をすべて実施している。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		—

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則1-1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋	更新あり	<p>本学は、ミッションである一橋大学研究教育憲章を踏まえ、その実現のための中長期的ビジョンである中期計画を策定・公表している。また、具体的な戦略として指定国立大学法人構想や学長見解も本学ウェブサイトにおいて公表することにより、所属する教職員のほか、学生や卒業生、広く社会に対して本学のビジョンや目標、その実現に向けた計画や道筋、学長の考えなどを発信している。これに加え、本学が社会科学における世界最高水準の教育研究拠点として日本の社会科学を牽引する役割を担うため、産学官の有識者による「社会科学の発展を考える円卓会議」を設置し、大学と社会との共創の可能性及びその在り方について議論を行い、その内容を公表している。</p> <p>(一橋大学研究教育憲章) https://www.hit-u.ac.jp/guide/charter/ (中期目標・中期計画) https://www.hit-u.ac.jp/guide/middle/index.html (指定国立大学法人構想) https://www.hit-u.ac.jp/1284wp/wp-content/uploads/2019/09/sk_190905_shitei_JP01.pdf (学長見解) https://www.hit-u.ac.jp/guide/charter/hplan.html (社会科学の発展を考える円卓会議) https://www.hit-u.ac.jp/guide/roundtable/</p>
補充原則1-2④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等	更新あり	<p>第3期中期目標期間においては、中期目標・中期計画・年度計画及び指定国立大学法人構想等について、進捗状況の管理・検証を行い、検証結果に基づいて次年度の年度計画等に改善を反映させており、検証結果等は実績報告書、年度計画、学長見解等により本学ウェブサイトにおいて広く社会へ向けて公表している。</p> <p>特に、学長及び部局長等を構成員とする学内会議において、新学部・研究科設置の進捗状況を報告するとともに、構想中の新学部・研究科の概要を本学ウェブサイトにおいて広く社会へ向けて公表し、また、前年度の取組実績の報告・検証を行い、関係者間で今後の取組の内容を情報共有した。</p> <p>また、第4期中期目標期間から法改正により国による年度評価が廃止されたが、社会への説明責任を果たす自己点検・評価の充実を図るため、第4期中期目標期間においても年度計画を策定の上、年度終了後にはその進捗状況について自己点検・評価を実施し、その結果を本学ウェブサイトにおいて公表する予定である。</p> <p>(中期目標・中期計画、年度計画) https://www.hit-u.ac.jp/guide/middle/index.html (実績報告書) https://www.hit-u.ac.jp/guide/information/assessment/houjin/index.html#3 (学長見解) https://www.hit-u.ac.jp/guide/charter/hplan.html (新学部・研究科概要) https://www.hit-u.ac.jp/topics/9219</p>
補充原則1-3⑥(1) 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制		<p>本学の意思決定過程の重要な審議機関として、法人の経営面については学長等の役職員及び学外委員で構成する経営協議会を、教育研究面については各研究科長等の部局長以外に各研究科及び研究所から計14人の教授を評議員として構成する教育研究評議会を、それぞれ学長が議長として運営している。又、各組織等の権限については、国立大学法人一橋大学基本規則において明確に規定し、運営組織の体制については、機構図を本学ウェブサイト上で公表している。</p> <p>(国立大学法人一橋大学経営協議会規則) https://www.hit-u.ac.jp/d1w_reiki/41690210000500000000/41690210000500000000/41690210000500000000.html (国立大学法人一橋大学教育研究評議会規則) https://www.hit-u.ac.jp/d1w_reiki/41690210000400000000/41690210000400000000/41690210000400000000.html (国立大学法人一橋大学基本規則) https://www.hit-u.ac.jp/d1w_reiki/41690210000100000000/41690210000100000000/41690210000100000000.html (機構図) https://www.hit-u.ac.jp/guide/data/pdf/data_a.pdf</p>

<p>補充原則1-3⑥(2) 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針</p>	<p>更新あり</p>	<p>一橋大学中期計画において、テニュアトラック制度や年俸制等を活用しながら、若手教員（40歳未満）の採用を拡充することを全学的な目標として設定しており、教員の退職に伴う教員採用人事計画を全学の人事委員会（委員長：学長）で審議する際も、国際的業績を上げられる若手教員の積極的な確保を促すことで、世代間の流動性の促進を通じた年齢構成の適正化を図っている。また、公正な評価に基づいて女性研究者の積極的な採用を進めている。これにより、6年間を通じた全学における若手研究者採用比率を40%以上、女性研究者採用比率を20%以上とすること、また外国人研究者在籍比率を第3期中期目標期間（2020年度実績：約10%）より上昇させることを目標としている。</p> <p>（中期目標・中期計画） https://www.hit-u.ac.jp/guide/middle/index.html</p>
<p>補充原則1-3⑥(3) 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画</p>	<p>更新あり</p>	<p>本学の目標を実現するために必要となる支出額を分析し、その活動を財政的に担保するための収入の見通しを含めた中期的な財務計画を公表するとともに、学部及び経営管理研究科の授業料値上げ、資金運用における収益性の高い金融商品への投資を可能とする資金運用方針の策定、一橋講堂利用料の徴収拡大への取組、一橋大学基金におけるファンドレイザーの雇用を行うなど収入増加に向けた取組について、本学ウェブサイト等において公表している。</p> <p>（指定国立大学法人構想） https://www.hit-u.ac.jp/1284wp/wp-content/uploads/2019/09/sk_190905_shitei_JP01.pdf</p> <p>（中期目標・中期計画） https://www.hit-u.ac.jp/guide/middle/index.html</p>
<p>補充原則1-3⑥(4)及び補充原則4-1③ 教育研究の費用及び成果等（法人の活動状況や資金の使用状況等）</p>	<p>更新あり</p>	<p>事業報告書や財務諸表等に加え、本学の教育、研究、社会貢献を中心とした活動に係る費用及び成果等の理解を深めてもらうため、毎年度作成している統合報告書において、事業・財務関連情報を公表している。また、資金運用方針に基づき運用して得られた運用実績について、本学ウェブサイトにおいて公表している。</p> <p>（事業報告書） https://www.hit-u.ac.jp/guide/information/jigyou.html</p> <p>（財務諸表） https://www.hit-u.ac.jp/guide/information/zaimu.html</p> <p>（統合報告書） https://www.hit-u.ac.jp/guide/information/</p> <p>（一橋大学資金運用管理委員会規則第10条に基づく情報公開：運用益） https://www.hit-u.ac.jp/guide/information/pdf/R3/shikin-unyo_R3.pdf</p>
<p>補充原則1-4② 法人経営を担いえる人材を計画的に育成するための方針</p>	<p>更新あり</p>	<p>第3期中期目標・中期計画期間中に策定した、大学経営のプロフェッショナル人材育成方針では、職員の人材育成及び配置を複線型キャリアパスとして定めており、これに基づき、第4期中期目標期間中に大学経営管理者の育成のために事務職員（2022年5月1日時点176人）を対象に開講する体系的なプログラムである大学経営管理人材育成プログラムを30人修了させること、海外大学等への職員OJT派遣等をはじめとする事務職員の国際化に向けた取組を推進することを目標とし公表している。また、これに基づき高度な経営職及び高度な専門職を配置することを目指す。中期目標・中期計画は進捗状況の管理・検証を行い、検証結果等は実績報告書等において公表するとともに、検証結果に基づいて次年度の年度計画等に改善を反映させている。</p> <p>（中期目標・中期計画） https://www.hit-u.ac.jp/guide/middle/index.html</p>
<p>原則2-1-3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等</p>	<p>更新あり</p>	<p>理事は、学長の定める大学運営の重要なテーマに応じた役割分担により、学長を補佐して本学の業務を掌理するとともに、役員会の構成員として学長の意思決定を支えるなど、学長の法人経営における補佐役として重要な役割を果たしている。なお、理事の責任・権限等は国立大学法人一橋大学基本規則や本学ウェブサイトにおいて公表している。その理事の選任については、本学における適正な経営の確保のため、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有したもののうちから、学長が、それぞれの役割にふさわしい人材を理事候補者として選考し、教育研究評議会及び経営協議会の議を経て、学内外あわせて6人の理事を任命している。また、理事として担当する業務における目標を中期計画等において明確にし公表するとともに、その評価と処遇については、学長が、役員給与規程及び役員退職手当規程に基づき、理事の職務実績に応じて適切に実施している。また、副学長及び学長補佐の任命の際には、それぞれの担当として適切かつ効果的に運営することができる者を学長が選任し、教育研究評議会の審議を経て、学長の責任において任命している。</p> <p>（国立大学法人一橋大学基本規則） https://www.hit-u.ac.jp/d1w_reiki/41690210000100000000/41690210000100000000/41690210000100000000.html</p> <p>（中期目標・中期計画） https://www.hit-u.ac.jp/guide/middle/index.html</p> <p>（大学組織の概要（役員等）） https://www.hit-u.ac.jp/guide/organization/officers.html</p>

<p>原則 2 - 2 - 1 役員会の議事録</p>		<p>大学運営の基本事項に関しては、役員会の意見を聴取した上で学長が決定している。また、役員会は、迅速な政策決定が行えるよう、基本的に毎月（8月を除く）定例開催しており、その議事録は本学ウェブサイト上で公表している。 (役員会議事要録) https://www.hit-u.ac.jp/guide/information/disc_03.html</p>
<p>原則 2 - 3 - 2 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況</p>		<p>学長のビジョン実現のための法人経営を行うにあたり、その目的に合致した外部の経験を有する者を役員及び経営協議会委員として積極的に登用しており、その者の選任理由等を本学ウェブサイト上で公表している。 (大学組織の概要(役員等)) https://www.hit-u.ac.jp/guide/organization/officers.html</p>
<p>補充原則 3 - 1 - 1 ① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫</p>	<p>更新あり</p>	<p>経営協議会学外委員の選考方針については、経営協議会規則において、本法人の役員または職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するものの中から、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するもの8人と規定しており、実際に、様々な業界のトップクラスの方を任命している。また、学長の強力なリーダーシップによる戦略的な法人経営を可能にするため、学外委員を構成員に含む会議とその他の学内会議の役割、構成、運営方法などを継続的に見直す旨を中期計画に記載し、本学ウェブサイト上で公表している。 (国立大学法人一橋大学経営協議会規則) https://www.hit-u.ac.jp/d1w_reiki/41690210000500000000/41690210000500000000/41690210000500000000.html (中期目標・中期計画) https://www.hit-u.ac.jp/guide/middle/index.html</p>
<p>補充原則 3 - 3 - 1 ① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由</p>	<p>更新あり</p>	<p>経営協議会の学外委員の中から経営協議会において選出された者8人、及び教育研究評議会の評議員の中から教育研究評議会において選出された者8人(ただし、役員は委員になれない。)により構成される学長選考・監察会議によって、学長に求められる基準として国立大学法人一橋大学学長に求められる資質と能力を決定し、本学ウェブサイト上で公表している。また、学長選考規則及び実施細則に規定する方法に基づき、学長選考・監察会議委員の適正な選考により学長予定者を決定し、選考の手續・方法、選考結果、選考過程及び選考理由を本学ウェブサイト上で公表している。 (学長選考に関する情報) https://www.hit-u.ac.jp/guide/information/disc_02.html#president (国立大学法人一橋大学学長選考規則) https://www.hit-u.ac.jp/d1w_reiki/41990210014600000000/41990210014600000000/41990210014600000000.html</p>
<p>補充原則 3 - 3 - 1 ③ 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無</p>	<p>更新あり</p>	<p>・本学の学長の任期は4年、引き続き再任の任期は2年とし、計6年間を任期の上限としている。 ・任期4年としているのは、再任審査にあたり、学長のビジョンや大学のミッションを実現させるにあたっての実績評価の期間として学長就任後3年間で評価の適度な期間と判断しているためである。再任の任期については、再任審査を踏まえて、安定的・継続的にリーダーシップを発揮し、中期目標・中期計画の達成を実現できるよう、4年間の任期満了後2年間の再任を可とする現行の制度が妥当であると判断している。また、任期の上限については、任期の長期化に伴う組織の硬直化の防止の観点から、6年を超えることができないものとしている。 ・再任については、学長選考・監察会議における毎年度の学長の業務執行状況の確認とともに、任期途中までの業績評価を踏まえ、国立大学法人一橋大学学長選考規則により、学長選考・監察会議が学長の業績等の審査に基づき優れた業績を上げていると判断した場合は、その再任を決定することができるとしている。 (国立大学法人一橋大学基本規則) https://www.hit-u.ac.jp/d1w_reiki/41690210000100000000/41690210000100000000/41690210000100000000.html (国立大学法人一橋大学学長選考規則) https://www.hit-u.ac.jp/d1w_reiki/41990210014600000000/41990210014600000000/41990210014600000000.html</p>

<p>原則 3-3-2 法人の長の解任を申し出 るための手続き</p>	<p>更新あり</p>	<p>学長の解任に関する事項については、 一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき 二 職務上の義務違反があるとき 三 職務の執行が適当でないため国立大学法人一橋大学の業務の実績が悪化した場合であって、引き続き 当該職務を行わせることが適当でない認められるとき 四 その他学長たるに適しないと認められるとき に、学長選考・監察会議全委員の3分の2以上の賛成による決議に基づき文部科学大臣に対して学長の解 任を申し出ることができることについて、国立大学法人一橋大学学長の解任手続きに関する規則において 定めている。 また、国立大学法人一橋大学基本規則において、監事は、学長が不正の行為をし、若しくは当該行為をす るおそれがあると認めるとき、又は法若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実がある と認めるときは、遅滞なく、その旨を学長及び学長選考・監察会議に報告するとともに、文部科学大臣に 報告することを規定しており、上記解任手続きに関する規則とともに本学ウェブサイトで公表している。 (学長選考に関する情報) https://www.hit-u.ac.jp/guide/information/disc_02.html#president (国立大学法人一橋大学基本規則) https://www.hit- u.ac.jp/d1w_reiki/41690210000100000000/41690210000100000000/41690210000100000000.html</p>
<p>補充原則 3-3-3② 法人の長の業務執行状況 に係る任期途中の評価結 果</p>	<p>更新あり</p>	<p>国立大学法人一橋大学学長選考・監察会議規則において、役員は委員となれない学長選考・監察会議が、 その定めるところにより学長の業務執行状況についての確認を行うものとするを規定しており、学長 選考・監察会議が決定した「国立大学法人一橋大学長の業務執行状況の確認について」に基づき、毎年 度、学長の業務執行状況についての確認を行っている。 また、確認の結果について、今後の法人経営に向けた助言となるよう学長に通知するとともに、本学ウエ ブサイトで公表している。 (学長選考に関する情報) https://www.hit-u.ac.jp/guide/information/disc_02.html#president</p>
<p>原則 3-3-4 学長選考・監察会議の委 員の選任方法・選任理由</p>	<p>更新あり</p>	<p>学長選考・監察会議は、中立性・公正性・独立性が担保された中で、学長選考及び学長の業務執行状況の 確認を行うことができるよう、その委員の選考方法や選任理由を本学ウェブサイトで公表している。 (学長選考に関する情報) https://www.hit-u.ac.jp/guide/information/disc_02.html#president</p>
<p>原則 3-3-5 大学総括理事を置く場 合、その検討結果に至っ た理由</p>	<p>更新あり</p>	<p>本学では、現在、大学総括理事を置いていない。役員は委員となれない学長選考・監察会議において、毎 年度会議が定めるところにより学長の業務執行状況を確認し、また、現学長についてもこれまで同様、大 学における教育研究活動等を適切かつ効果的に運営できる能力を有する人材を求めたうえで選考されてお り、大学総括理事を置くことを必要とする意見は提示されていない。当該会議において大学総括理事を置 くこととする場合には、その結果に至った理由と経緯を公表することとする。 (学長選考に関する情報) https://www.hit-u.ac.jp/guide/information/disc_02.html#president</p>

<p>基本原則 4 及び原則 4 - 2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況</p>	<p>更新あり</p>	<p>中期目標・中期計画及び大学評価に関する情報等の法定公開情報については、本学ウェブサイトに専用ページを用意し、関連情報をまとめて公表している。また、指定国立大学法人構想や学長見解等の大学の将来構想に関する情報に関しては本学ウェブサイト等で広く一般に公表して透明性を確保している。</p> <p>内部統制については、法人の業務を分担管理する理事及び副学長の下、法人の業務活動に係る体制や規則等を整備し、マニュアルの提供や研修の実施など規則等に関する知識や制度を理解する機会を設け、制度等の周知徹底、教職員の意識向上に努めており、それら取組の状況等については、学内会議等により役員・副学長等で共有され、適宜必要な見直しを継続的に行い、改善・質の向上を図る仕組みになっている。また、監事により法人の業務執行の状況を定期的に監査し、その結果は学長に報告され、改善に活かされる形となっている。さらに、令和2年11月に「一橋大学における内部質保証に関する基本方針」として、教育及び研究、組織及び運営、並びに施設及び設備の状況について継続的に点検・評価し、質の保証を行うとともに、絶えず改善・向上に取り組むことに関する体制や手順を定め、本学ウェブサイトに公表している。また、当方針に基づき実施する自己点検・評価の結果は、原則として本学ウェブサイト等を通じて公表している。</p> <p>コンプライアンスに違反した事実、又はそれにつながる恐れのある事実については、早期発見と是正を図るため、国立大学法人一橋大学における公益通報に関する規則を定め、本学においてコンプライアンスに違反した事実、又はそれにつながる恐れのある事実について通報する窓口を設け、学内窓口には監査室長、匿名で通報できる学外窓口には弁護士を置き、その体制について本学ウェブサイト上で公表している。倫理行動に関しては、一橋大学研究教育憲章、国立大学法人一橋大学役職員倫理規程、一橋大学における研究活動に係る行動規範を定め、研究者をはじめ本学構成員に対し遵守させている。また、行動規範については、一橋大学における公正な研究活動の推進に関する規則、国立大学法人一橋大学における公的研究費等の不正使用防止に関する基本方針、一橋大学における公的研究費等の適正な管理・運営に関する規則等により実効性のある取り組みを実践するとともに、必要に応じ見直しを行っている。なお、これらについても本学ウェブサイトにおいて公表し、周知徹底している。</p> <p>(法定公開情報) https://www.hit-u.ac.jp/guide/information/disc_02.html (指定国立大学法人構想) https://www.hit-u.ac.jp/1284wp/wp-content/uploads/2019/09/sk_190905_shitei_JP01.pdf (学長見解) https://www.hit-u.ac.jp/guide/charter/hplan.html (自己点検・評価一覧) ※「一橋大学における内部質保証に関する基本方針」も同ページに掲載 https://www.hit-u.ac.jp/guide/information/assessment/self-assessment/index.html (公益通報について) https://www.hit-u.ac.jp/function/announce_02/ (一橋大学研究教育憲章) https://www.hit-u.ac.jp/guide/charter/ (国立大学法人一橋大学役職員倫理規程) https://www.hit-u.ac.jp/d1w_reiki/41690210006300000000/41690210006300000000/41690210006300000000.html (一橋大学における研究活動に係る行動規範) https://www.hit-u.ac.jp/function/announce_01/O_4.pdf (一橋大学における公正な研究活動の推進に関する規則) https://www.hit-u.ac.jp/d1w_reiki/42790210016400000000/42790210016400000000/42790210016400000000.html (国立大学法人一橋大学における公的研究費等の不正使用防止に関する基本方針) https://www.hit-u.ac.jp/function/announce_01/O_0.pdf (一橋大学における公的研究費等の適正な管理・運営に関する規則) https://www.hit-u.ac.jp/function/announce_01/O_71.pdf (一橋大学における公的研究費等の適正な運営・管理について) https://www.hit-u.ac.jp/function/announce_01/index.html (不正行為通報窓口) https://www.hit-u.ac.jp/function/inquiry.html</p>
		<p>法令に基づく情報公開については、本学ウェブサイトに法定公開情報としてまとめて適切に公表するとともに、指定国立大学法人構想や学長見解等、大学の将来構想に関する情報に関しても本学ウェブサイト等で広く一般に公表して透明性を確保している。</p> <p>また、法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報についても、本学ウェブサイトそれぞれ専用ページを作成し、関連情報をまとめて公表し、必要に応じてウェブマガジンの配信、広報誌の作成及びプレスリリース等を行っている。</p> <p>(法定公開情報) https://www.hit-u.ac.jp/guide/information/disc_02.html</p>

<p>原則 4 - 1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫</p>	<p>更新あり</p>	<p>(指定国立大学法人構想) https://www.hit-u.ac.jp/1284wp/wp-content/uploads/2019/09/sk_190905_shitei_JP01.pdf (学長見解) https://www.hit-u.ac.jp/guide/charter/hplan.html (在学生の方へ) https://www.hit-u.ac.jp/students/index.html (「一橋大学で学びたい方へ」サイト) https://juken.hit-u.ac.jp/ (経済支援について) https://www.hit-u.ac.jp/shien/campuslife/financial.html (学生寮・アパートについて) https://www.hit-u.ac.jp/shien/campuslife/apartment.html (研究活動案内) https://www.hit-u.ac.jp/academic/index.html (産学官との連携) https://www.hit-u.ac.jp/iag_corp/index.html</p>
<p>補充原則 4 - 1 ① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況</p>	<p>更新あり</p>	<p>中期目標・中期計画及び大学評価に関する情報等の法定公開情報や統合報告書については、本学ウェブサイトにて専用ページを用意し、関連情報をまとめて公表するとともに、指定国立大学法人構想や学長見解等の大学の将来構想に関する情報についても本学ウェブサイト等で広く一般に公表している。 学務情報や奨学金等の学生支援に関する情報については、受験希望者には「一橋大学で学びたい方へ」サイト、在学生やそのご家族等、教職員には学務情報システムや本学ウェブサイトに掲載するなど、その内容に応じて情報提供ツールを使い分け運用している。 研究活動及び社会貢献活動については、ステークホルダーである一般社会や産業界に向けて、広く情報提供を行うために、本学ウェブサイトや各部局のウェブサイト、統合報告書、報道機関へのプレスリリースなどにより公表している。 (法定公開情報) https://www.hit-u.ac.jp/guide/information/disc_02.html (統合報告書) https://www.hit-u.ac.jp/guide/information/ (指定国立大学法人構想) https://www.hit-u.ac.jp/1284wp/wp-content/uploads/2019/09/sk_190905_shitei_JP01.pdf (学長見解) https://www.hit-u.ac.jp/guide/charter/hplan.html (「一橋大学で学びたい方へ」サイト) https://juken.hit-u.ac.jp/ (在学生の方へ) https://www.hit-u.ac.jp/students/index.html (経済支援について) https://www.hit-u.ac.jp/shien/campuslife/financial.html (アルバイト紹介) https://www.hit-u.ac.jp/shien/campuslife/parttime_work.html (学生寮・アパートについて) https://www.hit-u.ac.jp/shien/campuslife/apartment.html (研究活動案内) https://www.hit-u.ac.jp/academic/index.html</p>
<p>補充原則 4 - 1 ② 学生が享受できた教育成果を示す情報</p>	<p>更新あり</p>	<p>本学ウェブサイトなどにおいて各学部のアドミッション・ポリシーを公表するとともに、「一橋大学で学びたい方へ」サイトにおいて本学入学後における学修環境などを分かりやすく紹介している。また、キャリア相談や各種支援施策、進路状況等を「キャリア支援室」サイトにおいて公表している。 (各学部のアドミッション・ポリシー) https://juken.hit-u.ac.jp/admission/admission_policy/ (「一橋大学で学びたい方へ」サイト) https://juken.hit-u.ac.jp/ (「キャリア支援室」サイト) https://www.hit-u.ac.jp/shushoku/career_support/top.html</p>
<p>法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項</p>		<p>■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報 https://www.hit-u.ac.jp/guide/information/disc_02.html#organization</p>